

令和2年第9回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月25日（火）
午後2時00分から午後4時00分
2. 開催場所 西海公民館 2階講堂
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（19人）

会 長	1 番	岩崎 信一郎						
会長代理	2 番	松本 千代治						
委 員	3 番	山口 隆	4 番	谷脇 文弘	5 番	松崎 常俊		
	6 番	津口 祐二	7 番	岸本 六郎	8 番	白石 幸憲		
	9 番	福田 務	10 番	葉山 諭	11 番	瀬川 洋子		
	12 番	浦口 大輔	13 番	辻尾 政幸	14 番	朝長 久夫		
	15 番	宮崎 壽治	16 番	水嶋 政明	17 番	葉山 静子		
	18 番	知念 近海	19 番	田中 初治				

5. 欠席委員（0人）

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第38号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第39号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
- 議案第40号 非農地通知の対象とするものの決定について

報告事項 転用許可不要案件届出について
農地改良等届出について

7. 事務局 事務局長：谷口雄二 局長補佐：神浦真吾 主任主事：本田美春

8. 会議の概要

事務局 只今から令和2年西海市農業委員会第9回総会を開会いたします。出席委員は在任委員19名中19名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、8番：白石委員、9番：福田委員にお願いいたします。

議 長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。資料は3頁となります。説明に入ります。物件は西海町太田和郷字大久保の畑・計5筆・5,915㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、親族（親子）間における贈与。権利種別は「所有権移転、贈与」となっています。譲り渡し人が所有する農地の一部について、後継者の譲り渡し人に贈与するため、今回の申請に至ったと聞いております。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は2頁及び4頁から7頁までで、2頁に位置図、4頁に付近状況図、5頁に現況写真、8頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。7頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から約2km以内の場所にあり、車で約5分という状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

5 番 1番について、先日対象地の確認を、17番委員と、地区担当の推進委員と、三人で見してきました。息子さんに贈与ということで、息子さんも帰って来て一生懸命やっておりますので、何も問題ないと思います。皆さんよろしくお願いします。

議 長 　　ただ今議案第 36 号の 1 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することについて異議ござい
ませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第 36 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　次に 2 番について説明をお願いします。

事務局 　　「2 番」を説明いたします。資料は 8 頁となります。説明に入ります。
物件は西彼町下岳郷字島冠り、下河内の畑・計 4 筆・1,796 m²の
申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し
人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は
議案書記載のとおりで、許可あり次第、所有権移転（贈与）手続きを
行うとなっています。権利種別は「所有権移転、贈与」となっていま
す。譲り渡し人と譲り受け人は親戚です。相続で譲り渡し人が登記名
義人となっていた申請物件を実質的に管理をしている譲り受け人に対
し、贈与することになったため今回の申請手続きに至ったと聞いてお
ります。

農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2
号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となってい
ます。関係資料は 2 頁及び 9 頁から 14 頁までで、2 頁に位置図、9 頁
に付近状況図を添付しています。10 頁に現況写真、11 頁・12 頁に字
図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。13
頁・14 頁に航空写真を添付しています。赤枠で囲まれた部分が申請地
です。申請地はそれぞれ譲り受け人の自宅から約 100m から 500m 以内
のところであり、車で 2 分以内という状況です。農地法第 3 条第 2 項
各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えま
す。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　それでは補足説明を地区担当委員をお願いします。

1 1 番 　　2 番について、先日地区担当の推進委員と自宅訪問と現地確認をし

ました。譲り渡し人と譲り受け人は、おじとおいの関係で、所有者が耕作できないため、荒らさないようにということで、畑には除草剤がかけられていて、耕作できる状態になっていました。今後、柿かアボカドを植えたいということを検討中でした。よろしくお願いします。

議 長 　　ただ今議案第 36 号の 2 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第 36 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　次に 3 番について説明をお願いします。

事務局 　　「3 番」を説明いたします。資料は 15 頁となります。説明に入ります。物件は西海町中浦南郷字岡の畑・計 2 筆・201 m²の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、後継のための贈与契約、許可あり次第贈与するとなっています。権利種別は「所有権移転、贈与」となっています。譲り渡し人が代替わりの準備として所有地の一部を後継者の譲り受け人に、親子間での贈与を行なうため今回の申請手続きに至ったと聞いております。
農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は 2 頁及び 16 頁から 19 頁までで、2 頁に位置図、16 頁に付近状況図を添付しています。17 頁に現況写真、18 頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。19 頁に航空写真を添付しています。赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地はそれぞれ譲り受け人の自宅のとなりと道を挟んだ位置にあり、徒歩で 1 分以内という状況です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

5 番 3番について、先日1番委員と地区担当の推進委員と三人で現地を確認しました。19ページの航空写真では、申請地の横に家が見えますが、現在は解体されて存在しません。ここには息子さんが、将来的には家を建てたいということです。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ただ今議案第36号の3番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」の3番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案第37号農地法第5条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。資料は20頁になります。物件の所在は、西海町横瀬郷字上ハセ溜の畑、計1筆498㎡の申請となっています。土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。使用目的・移転の事由は議案書記載のとおりで「住宅」と「現在の住宅が手狭になり新しく住宅を建築する必要が生じたためとなっています。権利種別は所有権移転贈与となっています。木造ガルバ鋼板葺平家建ての住宅建築を予定しています。添付資料は、21頁から29頁までで、21頁に位置図、22頁に付近状況図、23頁に現況写真、24頁に字図、25頁に航空写真を添付しています。26頁に被害防除計画書、27頁に土地利用計画図、28頁に平面図、29頁に立面図を添付しています。26頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置の内容または被害の発生の恐れがない理由として、現状のまま利用するので、被害の発生の恐れはありません。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、建物の高さを加減する。高さ5.3m程度。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として建物の高さを加減し周辺農地へ日照通風耕作

の影響が出ないようにいたします。排水計画ですが、雨水は溜枿、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽処理となっています。工期は許可日から1年間を予定しています。申請地は道路や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

1 3 番 1番について、譲り受け人は譲り渡し人の息子になります。申請地周辺は、譲り渡し人の土地であり、周辺には何ら影響を及ぼすようなところはないと思います。特に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第37号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、許可相当といたします。

議 長 次に議案第38号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局 資料の30頁をお願いします。議案第38号農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。

31頁は農用地利用集積計画集計表です。使用貸借権・賃借権設定(個人間分) 3筆 7,860㎡と合意解約分 6筆 5,003㎡と使用貸借権・賃借権設定(県公社借入分) 54筆 58,432㎡が計上されています。

32頁は個人間の貸借分で2者から1者へ使用貸借する3筆 7,860㎡分について計上されています。33頁は利用集積計画の合意解約分で3者6筆 5,003㎡が計上されています。34頁から36頁は県公社借入分

で 11 者から賃貸借する 20 筆 19,560 m²と 11 者から使用貸借する 34 筆 38,872 m²、計 22 者、54 筆 58,432 m²について計上されています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。37 頁に個人間の一部借り入れの内訳資料（航空写真）。38 頁に県公社借り入れ分の 25 番の一部借り入れの内訳資料（航空写真）。39 頁に借り手の経営状況の資料を添付しています。農業経営基盤強化促進法第 18 条の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

1 4 番 32 頁の個人間の貸借分について、昨日、地区担当の推進委員と現地の確認に行ってきました。借り手の方からは、7 月の時点で一応連絡を受けておりました。ここは、航空写真でもわかりますように、以前は全てミカン畑でした。ブロッコリーなどをつくっておりましたが、所有者が高齢になって、もうやめるということで、借り手の方が引き継いで、カボチャをつくりたいということでした。農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 38 号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 38 号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 次に議案第 39 号「農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。
本案は、16 番委員自身に関係する事案ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 40 頁をお願いします。議案第 39 号農地中間管理事業における農用

地利用配分計画(案)に関する意見について、農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により、意見を求められたので、判断を求めます。となっています。資料は41頁から56頁までです。先ほど34頁から36頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地54筆に対して、県農業振興公社から「12者」に対し、賃貸借「20年」のもの6筆、賃貸借「10年」のもの6筆、賃貸借「6年」のもの4筆、賃貸借「5年」のもの3筆、賃貸借「4年9ヶ月」のもの1筆、使用貸借「20年」のもの7筆、使用貸借「10年」のもの13筆、使用貸借「5年」のもの14筆、計54筆について配分を行うものと、賃貸借「6年」のもの1筆に再配分を行う、合計55筆の各筆明細となっています。

今回の55筆は西彼町小迎郷の担い手の方3名に18筆、西彼町八木原郷の担い手の方に7筆、大島町の担い手の方に2筆、佐世保市針尾東町の担い手の方に1筆、西彼町小迎郷の法人の担い手の方に3筆の、西彼町下岳郷の担い手の方2名に13筆、西彼町亀浦郷の担い手の方に1筆、西彼町宮浦郷の担い手の方に4筆、西彼町中山郷の担い手の方に4筆、計54筆の配分と、西彼町中山郷の担い手の方に1筆を再配分する内容となっています。28番の配分につきましては、残期間分の配分となっております。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。44頁に利用配分計画の合意解約1件1筆分の各筆明細書、45頁から56頁に借り手の経営状況を添付しています。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明をお願いします。

10番 1番から7番の借り手の方は認定農業者で、経営内容としてはミカン、それからイチゴを中心とした専業農家です。今回、中間管理機構を利用して申請をされるものです。よろしくお願いたします。

それでは続けていきます。8番から12番の借り手の方も認定農業者で、経営内容としては、温州ミカンを中心とした柑橘専業農家で、既に後継者もおります。これまでは、円滑化事業を利用して申請をしておりましたが、今回、中間管理機構を利用するという内容のものです。

それから、13番から18番の借り手の方も認定農業者です。経営内容は、柑橘栽培と露地野菜が中心です。夜は造船所で、夜間勤務を行っておられ、日夜、頑張っておられる兼業農家です。今回、中間管理機構を利用して申請をされるということです。

15番 19番から25番について、先日地区担当の推進委員と一緒に、借り

手の方に会いに行き、事情を伺って来ました。先般、息子である後継者に経営移譲をしたことに伴い、ミカン栽培の経営規模拡大を図りたいということでした。その後、三人で対象地の確認をしまして、現状は耕作地として手入れがされており、この案件に対しての問題はないと考えます。以上です。

5 番 26番と27番について、先日借り手の方と現地確認に行きました。この場所の周りには、借り手の方が借りている畑がほかにもあり、近くていいとのことでした。現状、耕作放棄の畑を耕作することになるので、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

10番 28番の借り手の方は、西海橋を渡った針尾地区の方です。以前から、小迎のほうの知人を頼って、借地を求めて、もう既に2カ所で、ミカンの栽培をされておられる方です。以前から中間管理機構を通して、申請をされておられる方です。今回におきましては、別の方の園地の借地によって中間管理機構に申請をするということです。経営内容につきましては、ミカンを中心とした専業農家であると聞いております。現状を見ましても、特に問題はないという判断をいたしました。

29番から31番の法人は、地元農協の子会社で、元年度に設立して2年目になります。今回は、この中間管理事業を利用して、ブロッコリー等の露地野菜の生産計画をしており、併せて新規就農者の育成を目的とした研修も行っていくというような計画もありますので、よろしくお願いします。

11番 32番から45番について、中間管理事業の期間の更新で、現在狭地直しが進んでいます。32番から44番の借り手の方は、野菜畑としてジャガイモを作付される予定です。45番の借り手の方は、普通畑にするということでした。二人とも田んぼや野菜、ミカンを熱心に耕作されている方なので問題ないと思います。よろしくお願いします。よろしくお願いいたします。

12番 46番の借り手の方は、担当地区内では数少ない専業農家です。ミカンを150アール、それから水田70アール、それから施設でひまわり5アールを栽培しております。今回再配分するところは、以前からの再契約ということで、ひまわりを栽培しているところになります。

それから47番から50番の借り手の方の経営内容は、ミカン300アール、梨が50アール、水田が34アールです。今回の配分につきましては、継続による再配分ということです。県の農業指導士もされており、非常に優秀な方だと思っております。

それから、51番から55番の借り手の方は福岡からの移住者です。

福岡のほうで無農薬栽培の研修を受けて、申請地区に移住してこられました。現在の1ヘクタール程度で、少量多品目、主に直売所を起点とした販売で生計を立てておられます。今回の配分につきましては、以前ほかの法人が栽培されていたところを契約解除して、新しくこの方に再配分するというものです。現在は、緑肥目的で飼料作物をここで栽培しており、現在はもう全部刈りとってすき込んでおり、来年に向けて、サトイモ、バレイショ等の栽培の準備に入るということでした。以上です。

議長 　ただ今、議案第39号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 　ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 　「異議なし」と認めます。
よって、議案第39号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり配分することで「異議なし」といたします。
ここで16番委員は入室・着席をお願いします。

議長 　次に議案第40号「非農地通知の対象とする事の決定について」の通常分を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 　それでは資料の57頁をお願いします。議案第40号非農地通知の対象とする事の決定についてを説明します。今回は通常分3件・39筆・25,825㎡と同意書分3件・20筆・8,263㎡、計6件、59筆34,088㎡について、審議を頂きたいと思えます。資料の修正をお願いします。57頁の7番の地番379番2を379番3に、63頁の申請地7番の地番379番2を379番3に修正をお願いします。

説明に入ります。資料57頁から59頁の通常分について、物件1番から39番の申請地の所在地については60頁の非農地通知申請地位置図（通常分）を参照ください。

物件1番から7番の7筆は大瀬戸町雪浦河通郷の物件で、資料は61頁から65頁です。申請者は大瀬戸町雪浦河通郷にお住いの方で、相続対象物件となります。61頁に付近近況図、62、63頁に対象地の現況写真、64頁に字図、65頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料

で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、雑木等が茂り山林化・原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないと判断しました。

物件 8 番から 22 番の 15 筆は崎戸町江島の物件で、資料は 66 頁から 80 頁です。申請者は鹿児島県鹿児島市にお住まいの方で崎戸町江島に縁のある方で相続対象物件となります。66 頁・67 頁に付近近況図、68 頁から 75 頁に字図、76 頁から 80 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。江島に帰れないため現況写真がない状況ですが、利用状況調査や航空写真等で確認できる内容として、雑木等が茂り原野化している状況がうかがえ特に支障はないという判断をいたしました。

物件 23 番から 39 番の 17 筆は崎戸町江島の物件で、資料は 66 頁から 80 頁です。申請者は大村市原口町市にお住まいの方で崎戸町江島の出身の方で相続対象物件となります。66 頁・67 頁に付近近況図、68 頁から 75 頁に字図、76 頁から 80 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。江島に帰れないため現況写真がない状況ですが、利用状況調査や航空写真等で確認できる内容として、雑木等が茂り原野化している状況がうかがえ、特に支障はないという判断をいたしました。

全ての対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

8 番 1 番から 7 番について、先日土地所有者の方と、地区担当の推進委員、それと私三人で 7ヶ所の現場を確認に行って来ました。いずれも現況写真のとおり、雑木等が茂っていて山林化している状態でした。よって、非農地扱いとして問題はないと思います。よろしくお願いします。

16 番 8 番から 22 番の所有者の方は県外に、また 23 番から 39 番の所有者の方は市外にお住まいです。今回は事務局からも説明がありましたように、現地のように確認に行くことができなかったのも、航空写真で確認をさせていただきました。非農地にするのに、特に問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今、議案第 40 号の 1 番から 39 番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 40 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分の 1 番から 39 番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 次に議案第 40 号「非農地通知の対象とする事の決定について」の同意書分を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 「同意書分」について、説明します。81・82 頁をお願いします。今回、申請者の方は 3 件、20 筆、8,263 m²となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。今回の分につきましては、農地利用状況調査において B 分類の判定をしている農地を対象とし、市内の土地所有者の方に送付しています。今回返答された分のうち、7 月 20 日から 8 月 5 日までに非農地として同意をいただいた物件について、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況です。

説明に入ります。物件 1 番の 1 筆は大瀬戸町の物件で、資料は 83 頁から 85 頁までです。申請者は大瀬戸町にお住まいの方の成年後見人の方です。

83 頁に管内図の配置図資料を添付しました。赤枠内の番号配置図の番号・頁番号と連動しています。配置図番号の横の丸囲み数が対象の頁となります。84 頁に航空写真配置図、85 頁に対象地の航空写真を添付しています。申請対象地の番号と地図等の「番号」について、81 頁の「1 番」の地図等、「大瀬戸町 1」と、85 頁の「非農地・大瀬戸町瀬戸板浦郷 1・航空写真」の中の「No. 1」と「番号」は議案書の申請地の番号と申請地番を黄色で表記し、対象地を赤枠で囲んでいます。議案書の地図等の「大瀬戸町 1」は航空写真のタイトルと関連づけしています。申請地のほうですが利用状況調査、航空写真等で判断するところ雑木等が茂り原野化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

物件 2 番から 20 番の 19 筆は大島町の物件で、資料は 83 頁と 86 頁から 93 頁までです。申請者は大島町にお住まいの方々です。

86 頁に航空写真配置図を添付しました。赤枠内の番号が航空写真の

番号と連動しています。赤枠 2 が 87 頁の非農地大島町 2 の航空写真で申請対象地の 2 番と写真の中の「No. 2」と番号は議案書の申請地番号と関連付けています。申請地のほうですが利用状況調査、航空写真等で判断するところ雑木等が茂り原野化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

申請の対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

同意書分 3 件、20 筆、8,263 m²について審議をお願いします。当月分の累計として 82 頁の下段に計 59 筆、34,088 m²と表示をしています。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、議案第 40 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分の 1 番から 20 番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第 40 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分の 1 番から 20 番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 　　以上で議案審議は終了しました。

議 長 　　次に報告事項に入ります。
転用許可不要案件届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　報告事項の説明を行います。
資料は別冊となります。1 番については、2 頁をお願いします。令和 2 年 8 月受付け農地転用不要許可案件届出について説明をいたします。大瀬戸町雪浦幸物郷における農地転用許可不要案件届出となります。目的は携帯電話用無線基地局の設置分となります。申請地は、大瀬戸町雪浦幸物郷字本谷の畑、1 筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の面積 227 m²のうち 4 m²を携帯電話用無線基地局設備用地として使用する申請となっています。工期は令和 2 年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日を予定しています。関係資料は 3 頁から 9 頁までで、3 頁に位置図・付近近況図、4 頁に現況写真、5 頁に

字図、6頁に航空写真、7頁に土地利用計画図・平面図、8頁に立面図（工事概要）、9頁に機器配置図、詳細図を添付しています。

2番から4番については、資料の10ページをお願いします。令和2年8月の農地転用許可不要案件届出になりますが、西海町横瀬郷における農業用倉庫の建築、増築、農業用倉庫の建築の分となります。本件は事後報告分となります。申請地は西海町横瀬郷字ハセ溜の畑、1筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の面積2,738㎡のうち199.64㎡と193.91㎡と176.83㎡の570.38㎡を敷地として、昭和52年の新築、昭和53年の増築、平成26年の新築について事後報告する内容となっています。

関係資料は11頁から23頁までで、11頁に位置図、12頁に付近近況図、13頁から15に現況写真、16頁に字図、17頁に航空写真を添付しています。18頁に被害防除計画書、19頁に土地利用計画図、20頁に倉庫1の平面図、21頁に立面図、22頁に倉庫2の平面図、23頁に立面図を添付しています。18頁にもどり申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、現状のまま利用するので被害の発生の恐れはありません。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として隣接農地への通路を確保する。被害防除の内容又は被害の恐れがない理由として、自己所有の土地に建物を建設するので、周囲には他人の土地等はないため被害の恐れはない。排水計画ですが、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は、なしとなっています。事務局からの説明は以上です。

議長 ただ今、転用許可不要案件届出について説明がありました。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 次に、農地改良等届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局 1番については、資料の24頁から27頁をお願いします。令和2年8月の農地改良等届出になりますが、西彼町白似田郷における農地の暗渠排水設置事業の分となります。申請地は西彼町白似田郷字峰田原、ドモチ、立居原の田、計14筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。計21,757㎡のうち753.6㎡について暗渠排水の設置事業を行うということです。中間管理機構をつうじて借り受け、ブロッコリー等を栽培する予定であったが、水はけが悪く現状では耕作ができないので暗渠排水を設置し改善を図る。というものです。

関係資料は28頁から40頁までで、28頁に位置図、29頁に施工位置図、30頁から32頁に現況写真、33頁・34頁に字図、35頁・36頁に

航空写真を添付しています。37 頁に被害防除計画書、38 頁に暗渠排水工事標準構造図、39 頁・40 頁に暗渠排水工事平面図を添付しています。37 頁にもどり申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。暗渠排水施工面積 753 m²、掘削埋戻土量 602 m³、被害防除措置として、暗渠排水の設置は地内での地下埋設のため被害の発生の恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置・理由として、現状のまま利用するので被害の恐れはない。排水計画ですが、雨水は水路放流、自然流下となっています。

2 番について、資料の 41 頁をお願いします。令和 2 年 8 月の農地改良等届になります。申請地は西彼町上岳郷字内野の田、計 3 筆の物件で、地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。耕作放棄地 A 分類であった計 2,652 m²について、労働力不足により稲作ができない。畑に転換し柿の植え付けを行うため嵩上げし、田畑転換する内容となっています。

関係資料は 42 頁から 47 頁までで、42 頁に位置図、43 頁に付近近況図、44 頁に航空写真を添付しています。45 頁に被害防除計画書、46 頁に字図、現況写真、工事計画、47 頁に見取り図を添付しています。45 頁に戻り申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高 2.0m 最低 1.0m、被害防除措置として、のり面保護（張芝）をする被害防除措置の内容または被害発生の恐れがない理由として、隣地は山林、申請者の農地であり、被害発生の恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、隣接農地への通路を確保する。被害防除措置の内容または被害発生の恐れがない理由として、隣地は山林及び原野であり被害なし、のり面は張芝で保護する。排水計画ですが、現況の変更なしとなっています。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、農地改良等届出について説明がありました。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、ただ今報告があったとおりご承知おきください。

議 長 以上で審議は全て終了しました。
 皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 令和2年9月25日(金) 午後3時30分から

場所 西海公民館 2階講堂

代理 これをもちまして西海市農業委員会第9回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

令和2年8月25日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人